



令和元年7月26日
住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

**住宅瑕疵担保履行制度について関係団体からヒアリングを行います
～「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（第6回）」
の開催～**

国土交通省は7月30日、第6回検討会を開催します。前回に引き続き、3月に公表した本検討会の中間とりまとめの内容を踏まえ、今回は既存住宅関係団体（流通・リフォーム・大規模修繕）及び消費者団体からヒアリングを行います。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から2019年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があることから、平成30年7月に検討会を設置しました。

検討会では、現状における課題を整理し、よりよい制度の展開を目指して議論を進めています。

1. 日時：令和元年7月30日（火）10：00～12：30
2. 場所：経済産業省別館3階 310会議室（千代田区霞が関1-3-1）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）関係団体からのヒアリング
（2）報告事項
（3）その他
5. 取材
 - ・ 検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭及び住宅生産課長挨拶時（12:15～12:30頃の予定）のみとさせていただきます。
 - ・ 傍聴を希望される方は、7月29日（月）15：00までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
 - ・ 当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。
6. その他
 - ・ 配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
 - ・ これまでの配布資料等については、以下のURLをご参照下さい。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000159.html

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 大久保、田中

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629